

### ご注意

本内容は、長久手市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が導入された際に、市として制度利用者に対して、支援ができる内容をまとめたものです。本資料は参考であり、パブリックコメントの対象ではありませんので、ご注意ください。

### 長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度で利用できる支援内容（案）

No.	制度・サービス名	内容	担当部署
1	職員特別休暇制度	結婚休暇等の取得	人事課
2	結婚記念証の贈呈	希望される方に「長く久しく手を取り合って…」幸せを願うメッセージの入った長久手結婚記念証を贈呈	市民課
3	市営墓地	使用者が死亡した場合、使用権を継承できる。 樹木型合葬式墓所について、パートナーと一緒に応募できる。	環境課
4	保護者面談等への出席	パートナーの子の保護者として各種面談（保護者面談、進路相談、生徒相談）に出席できる。	教育総務課
5	親子参加の自主事業	パートナーの子の保護者として事業に参加できる。	生涯学習課
6	パパママ教室・育児教室	パートナーとともにまたはパートナーの子の保護者として参加できる。	健康推進課
7	各種申請・代理受領	法に定めがない場合、各種申請及び受領がパートナーに代わってできる。	福祉課・長寿課

※ここに掲載した行政サービスについては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の開始とともに実施できるものと今後の制度改正等により実施が可能となるものが含まれています。

また、ここに掲載した項目以外にも利用できる行政サービスがある可能性があります。

※今後もパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の宣誓者に対する行政サービスの拡充について検討を進めます。